

特記仕様書

1 総 則

(1) 各事業区域共通

- ① 事業の実施に当たっては、豚熱（CSF）の感染拡大防止のため、神奈川県における豚熱対策を熟知して適切な対策に努めること。
※神奈川県における豚熱対策については、下記URLを参照のこと
<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/w5c/cnt/f535305/test-csf.html>
- ② 事業区域前後には「作業実施中」等の表示板を設け、通行人に対し注意を促すこと。
また、状況に応じ「立入禁止」の措置をし、作業を行うものとする。
- ③ 事業実施にあたり問題が生じるおそれがある場合、事前に監督職員の指示を受けること。
その他不明な点は、事前に監督職員と協議のうえ、実行すること。
- ④ 仙石原ススキ草原の上部に位置する台ヶ岳防火線（北側）を除いたその他の箇所については、刈払い物の集積作業は見込んでいないため、国有林側に寄せる等の作業は行わずに刈払い作業のみの実施とすること。（図1参照）
- ⑤ 各作業箇所の刈幅及び延長等については、（別紙1）のとおり。

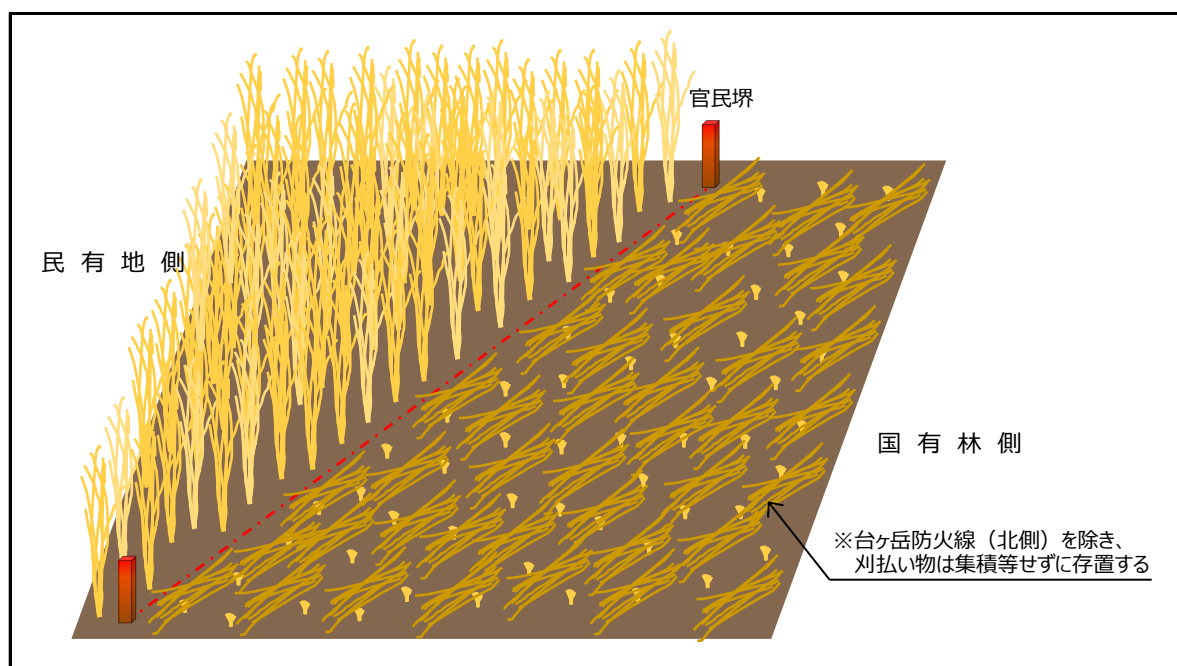


図1 通常の刈払い作業仕様

(2) 台ヶ岳防火線について

① 台ヶ岳防火線（北側）の斜面下方部について、本作業の終了後、ススキ草原野焼き実施に向けた箱根町における刈払作業の実施が予定されていることから、作業期間を令和6年12月27日まで（事業内訳書のとおり）とする。

② ススキ草原野焼き実施に関連して、以下の項目について了承すること。

1. 連絡調整・実行管理

(ア) 請負者は事前に当署と箱根町等との関係者間で打合せを行い、作業内容や実施時期等の調整を行うこととする。

(イ) 関係者による作業中の立会、刈払後の状況確認を行うことがある。

2. 作業方法

ススキ草原野焼きの実施により延焼の懸念があることから、以下の項目について特に遵守すること。（図2参照）

(ア) 刈払高は出来るだけ地際に近い位置とする。

(イ) 当該事業地において発生した刈払物は箱根町の事業により処分することから、斜面下方の私有地側に寄せて集積すること。

(ウ) 事業期間を遵守し、事業完了後は速やかに監督職員に連絡し、現地確認を受けること。

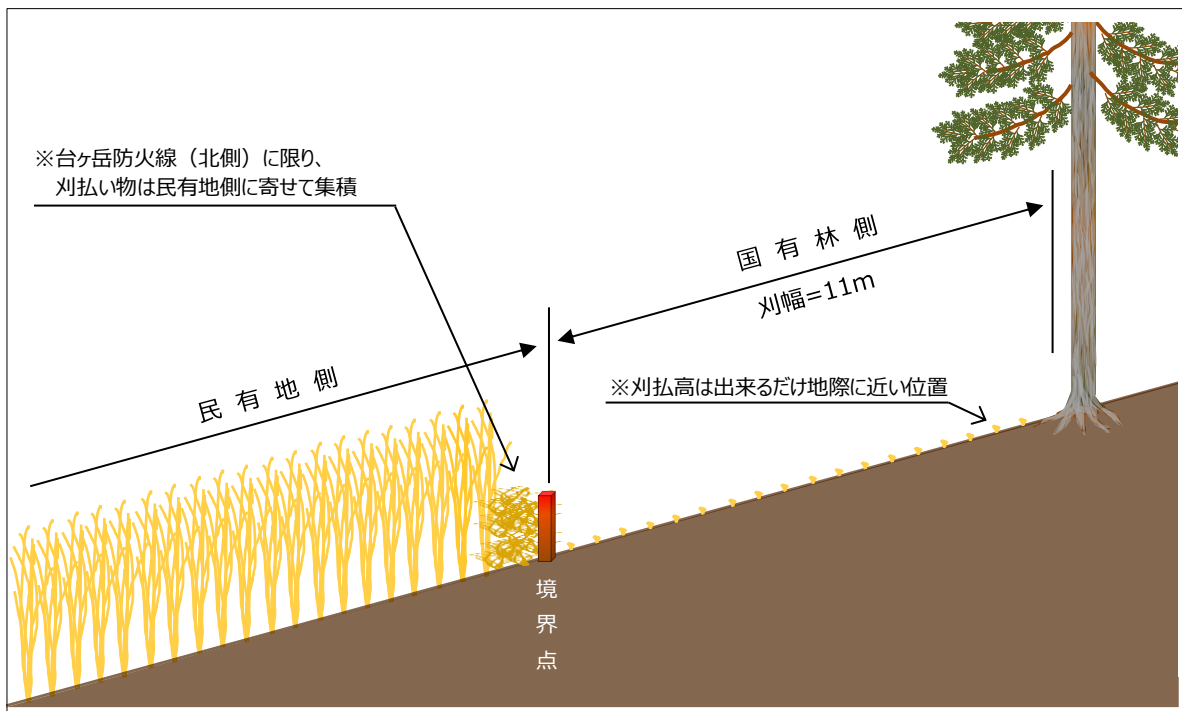


図2 仙石原ススキ草原の上部に位置する台ヶ岳防火線（北側）の作業仕様

(3) 畑引山防火線について

① 一部、貸付歩道にかかる除地を含むため、刈払い物の飛散等に注意し、事前に監督職員の指示を受けること。

各 作 業 箇 所 の 延 長 及 び 刈 払 幅

作業種	防 火 線	基本図 挿入図 図面番号	作 業 仕 様			区域 番号	林 小 班
			刈幅 (m)	延長 (m)	面積 (h a)		
防火線 刈払作業	宮上	2-1	10	274	0.27	①-1	58と外
			5	15	0.01	①-2	
			小計	289	0.28		
	台ヶ岳 (北側)	2-2	11	829	0.91	②	71は1外
			小計	829	0.91		
	台ヶ岳 (南西側)	2-3	5	133	0.07	③-1	73ろ外
			5	69	0.04	③-2	
			5	123	0.06	③-3	
			5	56	0.03	③-4	
			6	98	0.06	③-5	
			小計	479	0.25		
	畑引山	2-4	7	544	0.27	④-1	93ろ外
			6	173	0.08	④-2	
			10	314	0.25	④-3	
			6	74	0.04	④-4	
			8	218	0.17	④-5	
			小計	1,323	0.82		
	合計			2,920	2.26		